

# 社会福祉法人寿星会指定介護老人 福祉施設「悠久の栖」運営規程

規程制定 平成25年1月1日

## (事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人寿星会が運営する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム悠久の栖（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業の実施にあたっては、施設利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、常に施設利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。

2、事業所の従事者は、施設利用者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭にその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うものとする。

3、事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## (施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 特別養護老人ホーム悠久の栖

所在地 埼玉県川口市大字道合字八本木937-1

定員 80名 1ユニット定員：10名、ユニット数：8ユニット

## (施設職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（施設長・常勤専従）

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名 (非常勤)

医師は、施設利用者の健康管理及び保健衛生指導をするとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(3) 生活相談員 1名以上 (常勤1名以上・非常勤1名以上)

生活相談員は、施設利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 看護職員 3名以上 (常勤2名以上、非常勤1名以上)

看護職員は、施設利用者の日々の健康状態をチェックし、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 33名以上 (常勤15名以上、非常勤18名以上)

介護職員は、施設利用者の入浴、食事等の介助及び日常生活の援助を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上 (常勤専従)

管理栄養士は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(7) 機能訓練指導員 1名以上 (常勤兼務、看護職員と兼務もしくは理学療法士)

機能訓練指導員は、施設利用者の機能の減退を防止するために訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上 (常勤1名以上・非常勤1名以上)

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(9) 調理員 1名以上 (常勤) ← (委託業者)

調理員は、献立に基づき調理し、配膳する。

(10) 運転手 1名以上 (常勤専従)

運転手は、施設利用者の病院等への送迎を行う。

(11) 事務員 1名 (常勤専従)

事務員は、管理に伴う必要な事務を行う。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次の通りとする。

(1) 施設利用の対象者は、身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において日常生活を営むことに困難があるものとする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

- ア 常に施設利用者的心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
- イ 懇切丁寧を旨とし、施設利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- エ 施設利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や行動を制限する行為は行わない。

- オ 衛生管理や感染症の発生予防に細心の注意を払う。
- カ 施設利用者の心身の状態に応じて、週2回以上の入浴又は清拭を行う。  
また、排せつ、離床、着替え、整容に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- キ 栄養や施設利用者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
- ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設介護計画の作成)

- 第6条 管理者は、施設利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえてサービスの開始前から終了後に至るまでの施設利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、施設利用者や家族に対し、その内容について説明し、同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第7条 指定介護老人福祉施設の利用は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることが出来るものとする。
- (1) ユニット型個室
- ア 厚生労働大臣の定める基準に基づき、徴収する居住費については、日額2550円とする。  
ただし、所得に応じた利用者負担の軽減段階として、第一段階及び第二段階に該当する者については、日額880円 第三段階(1)及び 第三段階(2)については、日額1370円とする。
- イ 食費 一日当たり1445円(朝食366円、昼食657円、おやつ56円、夕食366円)  
ただし、所得に応じた利用者負担の軽減段階として、第1段階に該当する者については、日額300円、第2段階に該当する者については、日額390円、第3段階(1)に該当する者については、日額650円、第三段階(2)に該当する者については、日額1360円とする。
- ウ 施設利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 500円～1500円
- エ 理美容代 実費
- オ 日常生活費 施設が提供するサービスの次の費用のうち、利用者がそのサービスの提供を希望する場合の費用
  - ・ 出納管理費 2500円／月額

- ・ 日用品費 150円／日額
- ・ 教養娯楽費 100円／日額

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、施設利用者又はその家族に対して事前に説明し、同意を得るものとする。なお、公共料金の変更等に伴い居住費が変更される場合も同様とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 施設利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに知勇慰する事。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしない事。
- (4) その他管理上の生じた必要な指示に従う事

(緊急時における対応方法)

第9条 施設サービス提供を行っているときに、施設利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に火災や災害避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(苦情の処理)

第12条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第13条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(虐待に関する事項)

第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(秘密の保持)

第14条 施設職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設職員であった者が、業務上知り得た施設利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じるとともに、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を記載した雇用契約を取り交わしておくものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 施設は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、これに応じられる業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 繼続研修 年に1回以上

(委任)

第16条 この規程に定めるもの以外、実施について必要な事項は理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。